

兵庫県立がんセンター連携診療システム規程

(目的)

第1条 兵庫県立がんセンター連携診療システム（以下「本システム」という。）は、地域の医療機関と兵庫県立がんセンター（以下「当センター」という。）が密接に協力して、がん患者及びその家族・関係者に対し、最新の知見に基づいた最良の医療を適時・適切に、一貫性を持って提供することで、県民の福祉に貢献することを目的として設置・運営する。

(登録医療機関)

第2条 連携の基盤を整備し、当センターと地域医療機関の機能分担を推進するために、当センターに登録医療機関制度を設ける。

2 地域の医療機関は、本システムに登録することで登録医療機関になることができる。

(登録方法と登録期間)

第3条 登録は次の方法による。

(1) 申請書に必要事項を記入し当センター地域医療連携室に提出する。

(2) 当センターは申請書を確認のうえ登録する。

2 登録期間は2年とし、以後は解約申し出がない限り自動更新とする。

(登録医療機関であることの広報)

第3条 当センターは登録医療機関の一覧を院内掲示、病院報やホームページなどの手段を通じて広報する。

2 当センターは、登録医療機関であることを示す表示板を作成し、登録した医療機関に配付する。

(相互の医療機能情報の提供)

第5条 当センターは連携診療のための基礎情報として、当センターで提供している医療内容や治療実績などの情報を、登録医療機関に提供する。

2 当センターは登録医療機関の診療体制や受け入れ可能患者、在宅医療の体制等を把握し、データベースを作成する。

(患者の診療情報の提供と共有)

第6条 当センターと登録医療機関は、連携診療を行うために必要な範囲において、患者の診療情報を患者又はその代理人の同意のもとで相互に提供して共有する。

(個人情報の保護)

第7条 第5条及び前条の情報の提供・管理に際して、当センター及び登録医療機関は、個人情報保護法等に則って、患者の個人情報の漏洩事故等が起きないよう最善の注意を払うこととする。

(共同指導等)

- 第8条 登録医療機関の医師と当センター医師は、患者の要請等に基づいて共同して診療・指導する。
- 2 当センターに入院中の主治医は当センターの医師とする。
 - 3 当センターに入院中に行う登録医療機関の医師による診療・指示等は、相談のうえ当センター医師が行う。登録医療機関の医師はこれに立ち会うことができる。
 - 4 検査や手術の立ち会いについては当センターの医師と相談のうえ、事前の了解を必要とする。
 - 5 共同して行った診療・指導等は共同指導録として診療録に記載する。当センターの医師は共同指導録を診療上の参考とする。
 - 6 登録医療機関の医師が当センター内で共同して診療・指導する場合、来院日の前日までに地域医療連携室に連絡し、来院時は地域医療連携室で受付をして、白衣・名札着用のうえで院内行動することとする。
 - 7 登録医療機関は紹介入院患者のために、必要があれば患者を訪問し、治療上必要な事項等について当センターの主治医やその他の医師、看護師等と意見を交換し、最適な医療が行われるよう努めるものとする。
 - 8 当センターは紹介入院患者の経過等について、紹介元の登録医療機関に対して緊密に報告することとする。
 - 9 登録医療機関と当センターは、当センター退院後の治療や管理指導等について、入院前又は入院中から緊密に連携して、患者が安心して療養できるよう努めるものとする。

(入院の定義)

- 第10条 入院の定義は次のとおりとする。
- (1) 診断・治療等のために、病棟での継続的な医学的管理や看護を必要とすること。
 - (2) 当センターの医師が必要と判断し、患者又はその代理人が入院に同意していること。
 - (3) 当センターの入院規則が守れること。
- 2 当センターでの診断・治療等が終了した場合、又は前項の入院の定義に該当しなくなった場合は退院または転院するものとする。

(患者の紹介・逆紹介)

- 第11条 当センターは、初診時の紹介の有無にかかわらず、当センターでの治療を終えて症状が安定した患者については、原則として地域の医療機関に連携することとする。
- 2 患者の紹介・逆紹介は、原則として当センターの地域医療連携室を通じて行う。なお夜間・休日や緊急時などの特別な場合は、この限りではない。

(連携診療にかかる診療報酬)

- 第12条 連携診療にかかる診療報酬は、法令の定めるところに従って、各々の医療機関が請求し受領する。

(地域連携クリティカルパス)

第13条 登録医療機関と当センターは、双方の合意のもとに地域連携クリティカルパスの作成と運用に努めるものとする

- 2 地域連携クリティカルパスの実施に合意した地域医療機関は、本システムの登録医療機関として登録するものとする。

(施設・設備の利用)

第14条 登録医療機関は当センターの諸規則に従って、当センターの施設・設備を利用することができる。

- 2 前項の場合、来院日の前日までに地域医療連携室に連絡し、来院時は地域医療連携室で受付をして、白衣・名札着用のうえで院内行動することとする。

(医学研究や医療従事者研修の支援)

第15条 当センターは登録医療機関の医学研究や医療従事者の研修などを通じて、地域全体の医療水準の向上を積極的に支援する。

- 2 登録医療機関の医師は、当センターの図書室で医学書籍等を閲覧することができる。
- 3 当センターの症例検討会、学術的会合は登録医療機関に開放し、登録医療機関はこれらに参加するよう努めるものとする。
- 4 当センターは薬剤師や看護師などの医療従事者に対する、がん医療を中心とした医学教育・研修活動を実施し、登録医療機関はこれらに参加するよう努めるものとする。

(運営協議)

第16条 本システムの円滑な運用を図るため、関連する医師会との間で必要な協議を行う。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

この規程は、平成26年2月17日から施行する。